

第1章 新地方公会計制度導入の背景

第1節 地方公会計制度整備の目的とこれまでの取り組み

地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方自治体に求められています。景気の低迷により市税等の増収が見込めない状況にあっては、限られた資源を有効活用し、より良いまちづくりを行っていくため、行政運営の内部管理強化と市民へのわかりやすい財務情報の公開が一層重要になってきています。

そうした中で、総務省では、新公会計制度改革として、「資産・債務管理」、「費用管理」、「財務情報のわかりやすい開示」、「政策評価・予算編成・決算分析との関係付け」、「地方議会における予算・決算審議での利用」を目的とした「新地方公会計制度研究会報告書」を平成18年5月に公表し、財務諸表を作成する方法として、「基準モデル」と「総務省方式改訂モデル」という作成方法が提示されました。同年7月には、新地方公会計制度研究会報告書で示されたモデルに対して、資産評価方法など実務的な観点から検討を行うため、「新地方公会計制度実務研究会」が発足し、平成19年10月に「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表。またその間、総務省より、平成18年8月に事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」、平成19年10月に自治財政局長通知「公会計の整備推進について」が示され、自治体は財務諸表の作成を強く要請されました。

こうした潮流を受けて、本市では、「総務省方式改訂モデル」により平成19年度決算から普通会計ベースの財務書類4表、さらに平成20年度決算から特別会計（企業会計を含む）、一部事務組合及び第三セクター等を含めた連結財務書類4表を作成し、透明性の確保と効率的かつ効果的な自治体運営を図ってきたところです。

【基準モデルと総務省改訂モデルの特徴】

○基準モデル

民間企業会計の考え方と会計実務を採り入れ、地方公共団体が保有する全資産を公正価値（時価）により評価し固定資産台帳を作成した上で、個々の伝票データを従来の単式簿記から複式簿記に変換することで作成する方式。

○総務省方式改訂モデル

公有財産の状況や発生主義による取引情報を、固定資産台帳や個々の伝票データによらず、既存の決算統計情報を活用して作成することが認められた簡略的な方式。

第2節 統一的基準への変更

これまで、全国の各地方公共団体において財務書類の作成・公表がなされているところですが、整備方式の違いや整備状況に差があることから、団体間の比較が困難であるなどの課題がありました。このため総務省では、平成27年1月に総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を示し、平成29年度末までに全ての地方公共団体において「統一的な基準」に基づく財務書類を作成することとなりました。

本市では、平成27年度から固定資産台帳整備を行い、平成28年度決算から「統一的な基準」による財務書類を作成、新たな基準に基づいて資産の把握や財政状況の分析を行っております。

【統一的基準の主な変更点とその特徴】

①発生主義・複式簿記の導入

[変更前] 総務省方式改訂モデルでは決算統計データを活用して財務書類を作成。

[変更後] 個々の伝票データをもとに発生主義による複式仕分。

※単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報（資産・負債）や見えにくいコスト情報（減価償却費や退職手当引当金等））把握が可能となる。

②固定資産台帳の整備

[変更前] 総務省方式改訂モデルでは固定資産台帳の整備が必ずしも前提とされていない。

[変更後] 財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として、固定資産台帳整備が義務付け。

※公共施設等のマネジメントにも活用が可能となる。

③比較可能性の確保

[変更前] 基準モデルや総務省方式改訂モデル、その他の方式（東京都方式等）が混在。

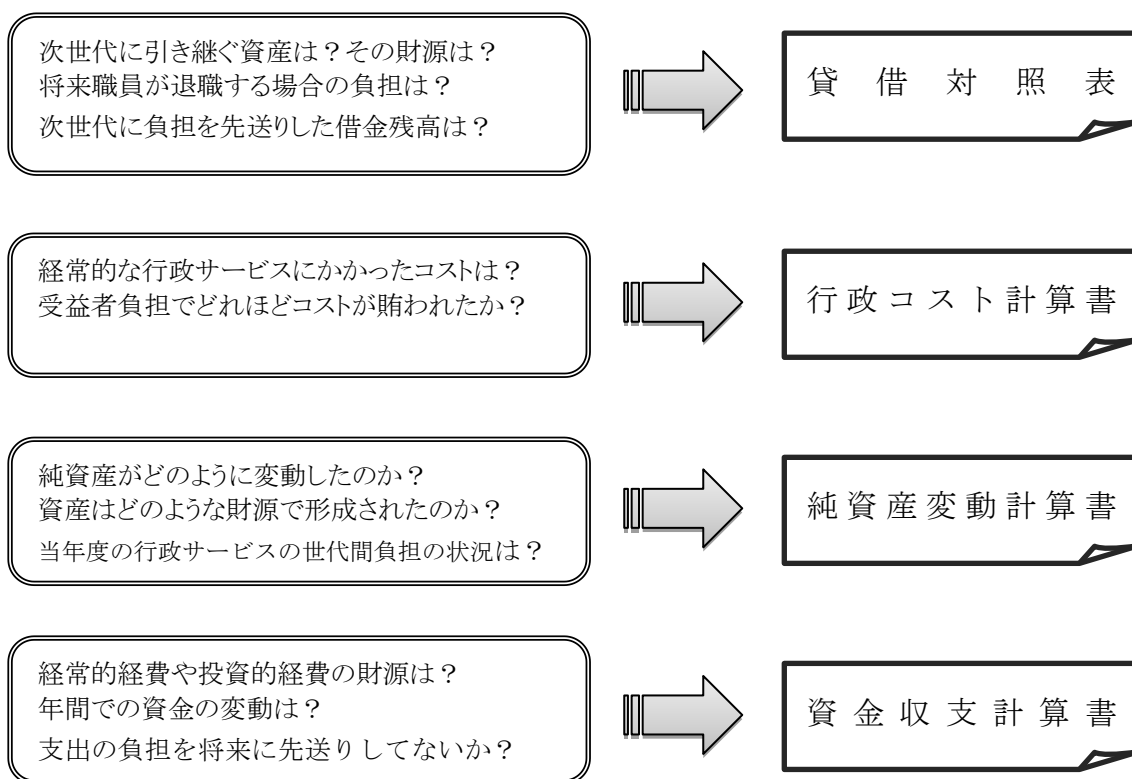
[変更後] 統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性が確保される。

第3節 財務書類4表とは

「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の総称であり、官庁会計における「単式簿記」、「現金主義」で作成した歳入歳出決算書とは異なり、民間企業などにおける「複式簿記」、「発生主義」の考え方を採用し作成する財務書類です。

現行の現金主義の会計制度では把握することが困難な投資及び出資金の時価による評価、退職手当引当金などの将来的に必要な支出、建物・備品等の減価償却による費用などを算定し、資産・債務のストック情報や行政コストなどを明確にすることができます。つまり、財務書類4表は、現金主義で見えにくいコストなどを把握するための補完的役割をします。

それぞれの財務書類から、得られる情報は、次のとおりです。



第4節 財務書類4表の作成の前提条件

本市の財務書類4表は、平成27年1月（平成28年5月改訂）に総務省が公表した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（以下「作成マニュアル」という。）に基づき、下記の諸条件のもと作成しています。

(1) 対象範囲

にかほ市の普通会計（イコール一般会計）及び連結会計（詳細は第4章）を対象とします。

(2) 基準日

作成の基準日は、平成29年3月31日とし、平成28年4月1日から平成29年5月31日までの出納整理期間における入出金は、作成基準日までに終了したものとして処理します。

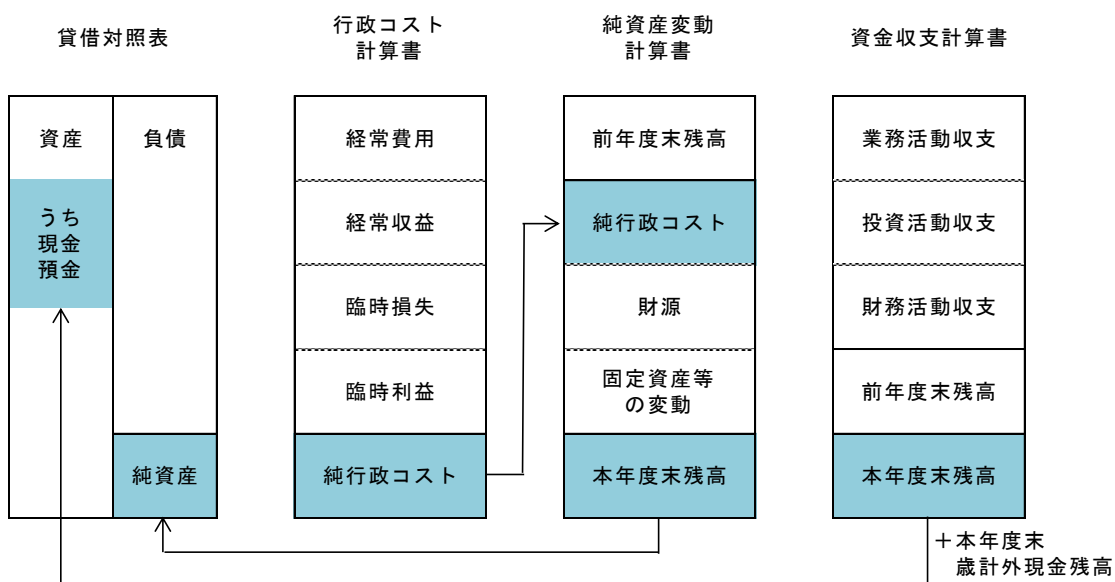
(3) 基礎数値

平成28年度の個々の伝票データ及び固定資産台帳のデータを基に作成しています。

歳入歳出を伴わない資産・負債の価値変動については、資産負債内訳簿により把握しています。

なお、国から譲渡された法定外公共物や旧上浜財産区や旧上郷財産区、平沢財産区、金浦地区入会地の有する資産については資産計上しないこととしています。

第5節 財務書類4表構成の相互関係



- 貸借対照表の資産のうち「現金預金」の金額は、資金収支計算書の本年度末残高に本年度末歳計外現金残高を加えたものと対応します。
- 貸借対照表の「純資産」の金額は、資産と負債の差額として計算されますが、これは純資産変動計算書の本年度末残高と対応します。
- 行政コスト計算書の「純行政コスト」の金額は、純資産変動計算書に記載されます。